

貸出金の内、不良債権の内訳 → **リスク管理債権の引当・保全状況**

(単位:百万円 %)

区 分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (%) (B + C) / (A)
破 綻 先 債 権	平成 28 年度	240	63	177	100%
	平成 29 年度	147	23	123	99%
延 滞 債 権	平成 28 年度	6,536	3,553	2,634	95%
	平成 29 年度	6,633	3,637	2,672	95%
3 月 以 上 延 滞 債 権	平成 28 年度	15	11	1	80%
	平成 29 年度	36	30	4	94%
貸 出 条 件 緩 和 債 権	平成 28 年度	907	364	56	46%
	平成 29 年度	891	301	112	46%
合 計	平成 28 年度	7,700	3,992	2,870	89%
	平成 29 年度	7,709	3,992	2,913	90%

※保全率は小数点第 1 位を四捨五入しております。

※担保・保証額 (B) + 貸倒引当金 (C) > 残高 (A) となる場合は、合計保全率にて二重加算されるため、該当債権の貸倒引当金 (C) を超過分のみ減算し、算出しています。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金 (未収利息不計上貸出金) のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 - ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 - ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 - ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 - ⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の 2 つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3 月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8. 「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

保有している国債などの残存期間別の残高 → **有価証券の種類別の残存期間別残高**

(単位:百万円 %)

区 分		1 年 以 下	1 年 超 3 年 以 下	3 年 超 5 年 以 下	5 年 超 7 年 以 下	7 年 超 10 年 以 下	10 年 超	期間の定め のないもの	計	構成比
国 債	平成 28 年度	—	5,190	6,325	17,672	11,895	24,753	—	65,837	25.96
	平成 29 年度	—	5,107	14,851	16,241	4,299	19,320	—	59,818	23.87
地 方 債	平成 28 年度	2,605	19,044	6,037	1,804	—	1,510	—	31,001	12.22
	平成 29 年度	7,092	16,227	3,016	132	—	971	—	27,439	10.95
短 期 社 債	平成 28 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成 29 年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	平成 28 年度	13,376	26,709	26,701	16,092	18,497	22,796	—	124,174	48.96
	平成 29 年度	11,679	28,789	21,405	12,729	26,514	28,312	—	129,432	51.64
株 式	平成 28 年度	—	—	—	—	—	—	514	514	0.20
	平成 29 年度	—	—	—	—	—	—	572	572	0.23
外 国 証 券	平成 28 年度	1,817	5,082	6,906	2,975	1,132	14,113	—	32,028	12.63
	平成 29 年度	2,704	5,584	5,164	304	834	17,496	880	32,969	13.15
そ の 他 の 証 券	平成 28 年度	1	—	—	—	49	—	—	50	0.02
	平成 29 年度	0	150	—	—	147	—	123	421	0.17
合 計	平成 28 年度	17,800	56,027	45,971	38,544	31,575	63,174	514	253,606	100.00
	平成 29 年度	21,477	55,859	44,437	29,407	31,796	66,101	1,575	250,655	100.00

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。

有価証券の種類別残高及び平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	65,837	57,829	59,818	55,325
地 方 債	31,001	30,367	27,439	28,486
短 期 社 債	—	—	—	—
社 債	124,174	119,164	129,432	124,552
株 式	514	526	572	332
外 国 証 券	32,028	31,611	32,969	32,161
そ の 他 の 証 券	50	63	421	192
合 計	253,606	239,562	250,655	241,049

時価情報

有価証券

有価証券の時価と帳簿価格の差額

売買目的有価証券…該当ありません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式…該当ありません。

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,000	999	△ 0	—	—	—
	小 計	1,000	999	△ 0	—	—	—
合 計		1,000	999	△ 0	—	—	—

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		平成 28 年度			平成 29 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額	貸借対照表計上額	取得原価(償却原価)	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	281	264	17	78	75	2
	債 券	196,748	187,283	9,465	200,126	192,074	8,051
	国 債	61,338	56,494	4,843	58,326	54,108	4,218
	地方債	30,971	29,962	1,009	27,389	26,784	605
	社 債	104,439	100,826	3,613	114,409	111,182	3,227
	そ の 他	18,137	17,174	963	17,206	16,350	855
	小 計	215,167	204,721	10,446	217,411	208,501	8,909
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	217	227	△ 9	478	518	△ 40
	債 券	24,264	24,680	△ 415	16,564	16,635	△ 70
	国 債	4,499	4,622	△ 123	1,492	1,494	△ 1
	地方債	29	30	△ 0	49	49	△ 0
	社 債	19,735	20,027	△ 292	15,022	15,091	△ 68
	そ の 他	12,939	13,255	△ 316	16,185	16,537	△ 352
	小 計	37,422	38,163	△ 741	33,228	33,691	△ 463
合 計		252,590	242,884	9,705	250,639	242,192	8,446

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
非上場株式(店頭売買株式を除く)	15	—	15	—
投資事業有限責任組合出資金	1	—	0	—
信金中央金庫出資金	2,493	—	2,493	—
合 計	2,509	—	2,508	—

各種金銭信託の時価と帳簿価格の差損益

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	平成 28 年度		平成 29 年度	
	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	損益に含まれた評価差額
	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 満期保有目的及びその他の金銭の信託はありません。

デリバティブ取引

信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引は該当ありません。

商品有価証券残高及び平均残高

該当ありません。

協同組織(会員組織)体としての、(なかしん)の会員数

会員数

(単位：人)

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
個 人	30,071	30,063
法 人	3,456	3,524
合 計	33,527	33,587

出資金額

(単位：百万円)

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末
出 資 金	1,187	1,188
普通出資金	1,187	1,188

国際業務に関する各種指標

国際業務は行っておらず、該当ありません。

※海外送金、外国為替予約、貿易金融等の国際業務サービスについては、信金中央金庫を媒体として対応しておりますので、ご利用の際は営業店におたずねください。

報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 平成 29 年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は 185 百万円です。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 9 名、監事は 1 名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」129 百万円、「賞与」23 百万円、「退職慰労金」31 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度

に属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号)第 3 条第 1 項第 3 号及び第 5 号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、平成 29 年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 期中に退任・退職した者はおりません。
2. 「同等額」は、平成 29 年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 平成 29 年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

※金額は単位未満を切り捨てて記載しており、合計額は合致しない場合があります。